



独立業務実施者の限定的保証報告書

2025 年 7 月 31 日

KDD I 株式会社

代表取締役社長 CEO 松田浩路 殿

PwC サステナビリティ合同会社

東京都千代田区大手町一丁目 1 番 1 号 大手町パークビルディング

パートナー 遠藤 英昭

パートナー 岩本 展枝

当社は、KDD I 株式会社（以下「会社」という。）の 2025 年 3 月 31 日をもって終了する事業年度のサステナビリティウェブサイトの「ESG データ」の中の「社会データ」（以下「同ウェブサイト」という。）に記載されている✓（チェックマーク）が付された、以下の表に示す情報（以下「選択されたサステナビリティ情報」という。）について、限定的保証業務を実施した。

選択されたサステナビリティ情報

2025 年 3 月 31 日をもって終了する事業年度の選択されたサステナビリティ情報は以下のとおりである。

選択された情報	比率
女性管理職比率（管理職に占める女性労働者の割合）（KDD I 株式会社単体）	10.5%
男性の育児休職取得率（育児休業取得率） （KDD I 株式会社単体）	75.4%
男女間賃金差異（労働者の男女の賃金の差異） （KDD I 株式会社単体の正社員）	80.2%

当社による保証は、2025 年 3 月 31 日をもって終了する事業年度の情報のみに関するものであり、同ウェブサイトに含まれるそれ以前の期間又はその他の情報について手続を実施しておらず、当該これらの情報に対しては何らの結論も表明しない。

報告規準

選択されたサステナビリティ情報を作成するために会社が使用する規準（以下「報告規準」という。）は、同ウェブサイトに記載されており、以下のとおりである。

選択された情報	会社が使用する規準（報告規準）
女性管理職比率（管理職に占める女性労働者の割合） （KDD I 株式会社単体）	- 基準日：2025 年 4 月 1 日時点 - 受入出向者は含まず、在籍出向者を含めて算出 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成 27 年法律第 64 号）の規定に基づき算出

PwC サステナビリティ合同会社

〒100-0004

東京都千代田区大手町 1-1-1 大手町パークビルディング

Tel: 03-6212-6820 Fax: 03-6212-6821

選択された情報	会社が使用する規準（報告規準）
男性の育児休業取得率（育児休業取得率） （KDDI株式会社単体）	- 集計期間：2024年4月1日～2025年3月31日 - 受入出向者は含まず、在籍出向者を含めて算出 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」（平成3年労働省令第25号）第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出
男女間賃金差異（労働者の男女の賃金の差異） （KDDI株式会社単体の正社員）	- 集計期間：2024年4月1日～2025年3月31日 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）の規定に基づき直近事業年度における男性の賃金に対する女性の賃金の割合を算出

会社の責任

会社は、報告規準に準拠して選択されたサステナビリティ情報を作成する責任を負っている。この責任には、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない選択されたサステナビリティ情報を作成するために必要な内部統制をデザインし、業務へ適用し維持することが含まれている。

固有の限界

非財務情報の測定及び評価の実務は、その重要な部分が確立途上であるため、複数の許容可能な測定及び測定方法が想定され、企業間の比較可能性に影響を及ぼす可能性がある。

職業倫理、独立性及び品質管理

当社は、誠実性、客観性、職業的専門家としての能力及び正当な注意、守秘義務並びに職業的専門家としての行動の原則を基礎とする国際会計士倫理基準審議会の公表した「職業会計士のための国際倫理規程（国際独立性基準を含む。）」が求める独立性及びその他の職業倫理に関する規定を遵守した。

また、当社は、国際品質マネジメント基準第1号「財務諸表の監査若しくはレビュー又はその他の保証若しくは関連サービス業務を行う事務所の品質マネジメント」に準拠して、職業倫理、職業的専門家としての基準及び適用される法令等の遵守に関する方針又は手続を含む品質管理システムを整備及び運用して業務を実施した。

当社の責任

当社の責任は、当社が実施した手続及び当社が入手した証拠に基づいて、選択されたサステナビリティ情報に対する限定的保証の結論を表明することにある。当社は、国際保証業務基準3000号「過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務」（ISAE3000）に準拠して限定的保証業務を行った。

当該基準は、当社が、選択されたサステナビリティ情報に重要な虚偽表示がないかどうかについて限定的保証を得るために、業務計画を策定し、業務を実施することを求めている。

限定的保証業務は、選択されたサステナビリティ情報を作成するための基礎として会社が使用する規準の適合性を評価すること、選択されたサステナビリティ情報の不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを評価すること、状況に応じて必要と認める評価したリスクへの対応、及び、選択されたサステナビリティ情報の全般的な表示を評価することを含んでいる。限定的保証業務は、内部統制の理解を含むリスク評価手続と、評価したリスクに対応して実施された手続の両方に関して、その範囲が合理的保証業務より相当程度狭くなる。

当社が実施した手続は、当社の職業的専門家としての判断に基づいており、質問、観察、閲覧、分析の手続、算定方法と報告方針の適切性の評価及び基礎となる記録との照合又は調整を含んでいる。具体的には、当社は、以下を実施した。

- ・ 選択されたサステナビリティ情報に関する責任者への質問
- ・ 選択されたサステナビリティ情報の収集方法及び報告に関するプロセスの理解
- ・ データが適切に測定、記録、照合及び報告されていることを確かめるための選択されたサステナビリティ情報に対する分析的手続及びサンプルベースでの限定的な実証手続
- ・ 選択されたサステナビリティ情報の表示及び開示の検討

限定的保証業務で実施する手続は、合理的保証業務に対する手続と比べて、その種類が異なり、その実施範囲は狭い。その結果、限定的保証業務で得た保証水準は、当社が合理的保証業務を実施したとすれば得たであろう保証水準よりも相当程度に低い。したがって、当社は、会社の選択されたサステナビリティ情報が、全ての重要な点において、報告規準に準拠して作成されているかどうかについて、合理的保証意見を表明しない。

限定的保証の結論

当社が実施した手続及び入手した証拠に基づいて、会社の2025年3月31日をもって終了する事業年度の選択されたサステナビリティ情報が、報告規準に準拠して作成されていないと信じさせる事項は全ての重要な点において認められなかった。

以 上